

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

国民年金保険料の納付状況の月次推移:

「匿名年金情報」を利用して¹

研究分担者 大津唯(埼玉大学大学院人文社会科学研究所准教授)

1. はじめに

国民年金保険料の未納対策は、公的年金制度における最重要課題の一つである。しかし、保険料未納の実態が統計的に十分把握されているとは言い難い。例えば、未納対策の成果を測る指標として「納付率」がしばしば用いられるが、これはあくまでも「猶予・免除の適用を受けた期間を除いた保険料が納付されるべき月数のうち、実際に納付された月数の割合」であり、保険料の未納者の規模を把握できる指標ではない。

一方、厚生労働省が毎年発表している年度末時点の「未納者」数は、過去2年間の保険料が全て未納であった人に限定されており、一部の期間については保険料を納付した人や、年度末時点で保険料の免除・猶予の適用を受けている人は「未納者」に含まれていない。そこで大津(2023)では年金局から提供を受けた2020年度末時点の国民年金第1号被保険者の無作為抽出データ(以下、「匿名年金情報」と称する)を用いて、過去2年間の詳細な保険料未納の実態に関する独自の集計を行った。しかし、保険料の納付期限から2年間が経過して時効となった後の保険料の最終的な納付状況や、その経時的な変化については明らかにされていない。

そこで本研究では、「匿名年金情報」を用いて2020年度末に国民年金第1号被保険者であった人の2009年4月分～2019年3月分の保険料納付状況を月ごとに集計し、その推移を確認することとした。「匿名年金情報」には2009年4月分～2021年3月分の保険料納付状況が含まれているが、2020年度末時点の状況であり、2019年4月分以降は納付期限を迎える前のデータとなる。そのため、集計対象は2019年3月分までとしている。

本稿の構成は次の通りである。まず次節において、本研究で使用するデータについて説明する。続く第3節では集計結果の確認を行う。第4節は本研究のまとめである。

2. データについて

本研究で用いるデータは、年金局から提供を受けた2020年度末時点の国民年金被保険者(第2号被保険者を除く)に関する「匿名年金情報」である。「匿名年金情報」は、被保険者の性別、年齢、被保険者種別、免除期間、過去11年間の月ごとの保険料納付状況について100分の1の割合で抽出されたものである。本研究では、そこから国民年金の第3号被保険者と任意加入被保険者を除外し、強制加入の第1号被保険者に

¹ 本研究は、令和3年度厚生労働行政推進調査事業補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究」の一環として実施された。「匿名年金情報」は当該事業の一環として利用が認められた。情報提供にご協力頂いた関係者各位に深く御礼申し上げます。

ついでのみ集計を行った。

なお、「匿名年金情報」における保険料納付状況は 20 以上のコードに分けて記載されていたため、これを「納付」、「未納」、「全額免除」、「一部免除納付」、「一部免除未納」、「学生納付特例」、「納付猶予」、「その他」の 8 つのカテゴリーに集約して集計した。それぞれのカテゴリーの内容は表 1 の通りである。

また、サンプルは 2020 年度末時点の年齢に応じて、すなわち出生年度に応じて次の①～④の 4 つのコホート(以下「出生コホート」という。)に分割し、出生コホート別の集計を行った。

- ① 2020 年度末時点の年齢が 50～59 歳 = 1961～70 年度生まれ
- ② 2020 年度末時点の年齢が 40～49 歳 = 1971～80 年度生まれ
- ③ 2020 年度末時点の年齢が 30～39 歳 = 1981～90 年度生まれ
- ④ 2020 年度末時点の年齢が 20～29 歳 = 1991～2000 年度生まれ²

作成した集計表は、2020 年度末時点に国民年金第 1 号被保険者であった人の 2009 年 4 月分～2019 年 3 月分の保険料納付状況別の割合の月次推移と、そこから算出される 2010 年 4 月～2019 年 3 月の対前年同月差の推移である。対前年同月差の推移についての集計を行っているのは、後に見るように納付状況別の割合の推移に一定の季節性が認められるためである。

なお、国民年金第 1 号被保険者でない期間については分母から除外して集計を行っており、集計対象者が 1,000 を下回る月については、割合を表示しないこととした。月ごとの出生コホート別の観測値数は表 2 に示す通りである。

3. 集計結果

(1) 納付状況別割合の月次推移

図 1 は、2020 年度末に国民年金第 1 号被保険者であった人の 2009 年 4 月分～2019 年 3 月分の保険料納付状況別の割合の月次推移を、出生コホート別に示したものである。

まず、1961～70 年度生まれのコホートについて大まかな傾向を確認すると、最も特徴的なのは、未納の割合が大幅に低下していることである。未納の割合は 2009 年 4 月には 28.6%であったが、2019 年 3 月には 12.6%となり、16.0%ポイントも低下をしている。これに対し、最も大きく伸びたのは全額免除の割合であり、2009 年 4 月には 23.9%であったのが、2019 年 3 月には 33.7%となり、9.8%ポイント上昇している。したがって、未納の割合の大幅な低下の過半は全額免除の増加によって説明できる。納付の割合も、2009 年 4 月の 43.7%から 2019 年 4 月の 48.1%へ 4.4%ポイント上昇しているが、全額免除の増加幅に比べれば半分以下であり、未納の割合の低下の約 4 分の 1 を説明できるに留まる。

1971～80 年度生まれのコホートではこの傾向がより顕著であり、未納の割合は 2009 年 4 月の 32.0%から 2019 年 3 月の 13.9%へと 18.1%ポイントも低下している。これに対し、全額免除の割合は 2009 年 4 月の 22.5%から 2019 年 3 月の 33.4%へと 10.9%ポイント上昇しており、未納の割合の低下の過半を説明できる。納付の割合は 2009 年 4 月の 40.1% から 2019 年 3 月の 45.8%へ 5.7%ポイント上昇しているが、全額免除の増加幅の半分程度で、やはり未納の割合の低下の約 4 分の 1 を説明できるに留まる。

² 2001 年 4 月 1 日生まれで、2020 年度末時点では 19 歳である人を含む。各月 1 日生まれの人は 20 歳になる前の月から国民年金の被保険者となる仕組みとなっている。

1981～90年度生まれのコホートでも未納の割合は大幅に低下しており、2009年4月の30.0%から2019年3月に15.6%へと14.4%ポイント低下している。これに対し、全額免除の割合は2009年4月の17.8%から2019年3月の30.8%へと12.0%ポイント、納付の割合は2009年4月の29.6%から2019年3月の39.1%へと9.5%ポイント上昇しており、いずれも他のコホートに比べて伸び幅が大きい。

前2つのコホートと決定的に異なるのは、学生納付特例と納付猶予制度の動向である。学生納付特例制度の割合は、2009年度と2010年度は10%前後の水準であったが、その後は年度が替わるごとに段階的に低下し、2016年度以降は1%を下回っている。これは、2009年度には1988年度生まれと1989年度生まれが、2010年度には1989年度生まれと1990年度生まれがそれぞれ21歳と20歳で、大半が学生であったのが、それ以降は年度末ごとにこの世代の学生が卒業して減少していったことを反映していると考えられる。一方、納付猶予制度の割合は2009年度から2013年度にかけて10%前後でやや右肩上がりで推移した後、いったん低下傾向となり、2016年6月には7.2%となったが、2016年7月に9.6%に跳ね上がると、それ以降は再び10%前後で横ばいに推移をしている。これは、もともと納付猶予制度の対象が「30歳未満」であったために、このコホートが徐々に30歳に到達することによって、その割合が低下していったのが、2016年7月から納付猶予制度の対象が50歳未満に拡大されたために、再び元の水準に戻ったものと考えられる。

1991～2000年度生まれのコホートは、観測値数が1,000を超えて数値が表示されるのが、このコホートで最年長の1991年度生まれが20歳に到達する2011年度の途中からである。学生を多く含んでいるため、ほぼ全ての期間を通して最も割合が高いのは学生納付特例制度である。そのため他のコホートに比べて明瞭ではないが、未納の割合が減少傾向にあることと、納付の割合と全額免除の割合が上昇傾向にあることは確認できる³。納付猶予制度の割合も概ね10%台前半と、他のコホートより高い水準で推移している。

以上をまとめると、いずれのコホートにおいても共通して見られるのは、2009年4月～2019年3月においては未納の割合が大きく減少し、代わって全額免除の割合と納付の割合が上昇しているということである。また、1981～90年度生まれのコホートと1991～2000年度生まれのコホートでは、納付猶予制度の割合が、2016年7月の対象拡大前の一時期を除いて、概ね10%前後で推移をしている。

観測期間における納付状況割合の大まかな推移はこの通りであるが、詳細な月ごとの動きを見ようとすると、毎年6月から7月にかけて割合が大きく変化していることに気が付く。これは、後にみるように保険料の免除・納付猶予の申請年度が7月～翌年6月となっているためである。また、学生納付特例制度の割合は学校の年度が替わる4月に段階的に変化する。従って、納付状況の割合の月次推移には、一定の季節性が存在すると考えられる。そこで、より詳細な月次の動向を的確に把握するために、対前年同月差の推移を確認することとした。

(2) 納付状況別割合の対前年同月差の推移

図2は、2020年度末に国民年金第1号被保険者であった人の2010年4月分～2019年3月分の保険料納付状況別の対前年同月差の推移を、出生コホート別に示したものである。

まず、1961～70年度生まれのコホートの推移を確認すると、未納の割合の対前年同月差は、もともと0%ポイ

³ 2017年度以降は全額免除の割合が低下傾向にあるが、これは実際に全額免除の適用者が増えた訳ではなく、本研究において2020年度末時点で第1号被保険者であった人の第1号被保険者であった期間のみを集計対象としていることから、この時期以降はサンプル中に含まれる学生の割合が徐々に高くなり、その結果として学生納付特例の割合は増え、相対的に他の割合が低下したのと考えられる。

ント前後であったのが 2010 年 7 月に 0.7%ポイント低下して以降、一貫して前年の同じ月に比べて減少している。2012 年には減少幅が大きく拡大し、2013 年 2 月には-4.0%ポイントとなったが、2013 年 7 月と 2014 年 7 月はどちらも 1%ポイント前後上昇して減少幅が縮小、2016 年 7 月に 0.5%ポイント低下して減少幅が再び拡大した後は、減少幅の縮小傾向が続いている。

これと対照的な動きを示しているのが、全額免除の割合である。もともと 1.0%ポイントであった全額免除の割合の対前年同月差は、2010 年 7 月に 0.8%ポイント上昇、2012 年には月を追うごとに上昇して 2%ポイント台半ばとなった。2013 年 7 月と 2014 年 7 月はどちらも 1%ポイント前後低下して上昇幅が縮小、2016 年 7 月には 0.3%ポイント上昇、2017 年 7 月に 0.5%ポイント低下した後は、0%ポイント前後で横ばいに推移している。

このように、未納の割合の対前年同月差の推移は、全額免除の割合の対前年同月差の推移と強く連動しており、全額免除の適用状況が未納の動向に大きく影響することが伺える。ただし、全額免除の割合の前年の同じ月に対する増加幅は、未納の割合の前年の同じ月に対する減少幅に比べて小さい。2012 年から 2013 年にかけては一部免除納付の割合と一部免除未納の割合の対前年同月差が、2014 年後半以降は納付の割合の対前年同月差が大幅なプラスとなっており、特に 2016 年以降の未納の割合の動向には、全額免除よりも納付の割合の動向が影響しているように見える。

1971～80 年度生まれのコホートにおいても、同様の傾向が観察されている。このコホートにおける未納の割合の対前年同月差は、2010 年 7 月以降は-1%ポイント前後、2011 年 7 月以降は-2%ポイント前後と徐々に低下すると、2012 年には大幅に低下して 2013 年 2 月に-5.2%ポイントとなった。2013 年 7 月と 2014 年 7 月にはそれぞれ 1%ポイント前後上昇すると、2016 年 7 月に 0.5%ポイント低下したものの、その後は上昇傾向が続いている。

これに対し、全額免除の割合は、2010 年 7 月以降は 1%ポイント台後半で推移すると、2012 年には大きく上昇、2013 年 2 月には 3.2%ポイントとなった。2013 年 7 月と 2014 年 7 月はどちらも 1%ポイント前後低下、その後は横ばいに推移している。また、2014 年後半以降は納付の割合の対前年同月差が 1%ポイント前後で推移しており、このことが未納の割合の対前年同月差の継続的なマイナスの主因となっている。

このコホートで特徴的なのは、2016 年 7 月から 2017 年 6 月にかけての動きである。この期間は、未納の割合、一部免除納付の割合、および一部免除未納の割合の対前年同月差がその前後より 1%ポイント近く低い。これは、2016 年 7 月に納付猶予制度の対象が「30 歳未満」から「50 歳未満」に拡大されたことにより、このコホートの 2%程度の人が新たに納付猶予制度の適用を受けることになったためである。

1981～90 年度生まれのコホートにおいても、学生納付特例の動向を捨象すれば、概ね同様の傾向が見られる。このコホートにおける未納の割合の対前年同月差は、2012 年に大幅に低下し、それまで-1%ポイント前後であったのが、2013 年 4 月には-5.5%ポイントとなっている。その後は 2013 年 7 月と 2014 年 7 月にどちらも 1%ポイント以上も対前年の同じ月に対する低下幅が縮小したものの、2016 年 7 月に 1%ポイント低下して 2017 年 6 月までは低下傾向が続いた。

これに対し、全額免除の割合は、2010 年 7 月以降は 1%ポイント台前半で推移すると、2012 年には大きく上昇、2013 年 2 月には 4.1%ポイントとなった。2013 年 7 月と 2014 年 7 月はどちらも 1%ポイント前後低下、その後は徐々に低下して 2017 年以降は 0%ポイント前後で横ばいに推移している。また、2014 年後半以降は納付の割合の対前年同月差が 1～2%ポイントで推移しており、このことが未納の割合の対前年同月差の継続的なマイナスの主因となっている。

2016 年 7 月から 2017 年 6 月にかけては、2016 年 7 月に納付猶予制度の対象が「30 歳未満」から「50 歳未

満」に拡大され、このコホートにおける納付猶予制度の割合が前年の同じ月に比べて大幅に増加している。これにより、この時期の未納の割合の対前年同月差の低下が生じているものと考えられるが、同時に納付の割合の対前年度差もその前後に比べて1%ポイント近く低下している。

1991～2000年度生まれのコホートについては、数値が表示されるのが2012年10月からであるのに加え、学生納付特例の影響が大きいと見出しにくい。ただし、2013年6月までは、未納の割合が前年の同じ月に対して5～7%ポイント低下し、2013年7月にはこの減少幅が大きく縮小しているのは、全額免除の動向と対照的な動きとなっており、両者が関連していることがうかがえる。

以上をまとめると、いずれのコホートにおいても、未納の割合の対前年同月差の推移は、全額免除の割合の対前年同月差の推移と強く連動しており、全額免除の適用状況が未納の動向に大きく影響することが伺える。また、2014年後半以降は納付の割合が前年の同じ月に比べて大幅に増加しており、このことがこの時期の未納の割合の減少の大きな要因となっている。また、2016年7月に納付猶予制度の対象が「30歳未満」から「50歳未満」に拡大したことも、この時期の未納の割合の減少に大きく寄与している。

なお、免除や納付猶予の割合が毎年7月に大きく変わるのには、免除・納付猶予の申請年度が前年の所得に基づいて各年7月に切り替わるためである。観測期間中に所得基準の実質的な変更は無かったので⁴、この期間の免除・納付猶予申請の増減は、2016年7月の納付猶予制度の対象拡大を別とすれば、第1号被保険者の所得水準の変化の反映であると考えられる。加えて、免除・納付猶予の適用は本人の申請に基づくので、制度に対する認知度の向上が、免除・納付猶予の増加に寄与している可能性もある。

(3) 完全パネルデータによる確認

以上の集計結果は、月によって観測値数が異なる不完全なパネルデータに基づくものため、月次推移が観測値数の変化によって影響を受けている可能性も否定できない。そこで観測期間中に一貫して第1号被保険者であった人に対象を限定した完全パネルデータに基づいて同様の集計を行ったのが、図3および図4である。

これらから、完全パネルデータに基づく月次推移は、不完全パネルデータに基づくものと概ね同様の傾向にあることが確認された。ただし、1991～2000年度生まれのコホートの集計結果が表示されていないのは、最年長である1991年度生まれの人でも国民年金の被保険者となったのが2001年度以降であり、観測期間中に一貫して第1号被保険者である人は存在しないためである。

4. おわりに

本研究では、年金局から提供を受けた「匿名年金情報」を独自に集計することにより、2020年度末に国民年金第1号被保険者であった人の2009年4月分～2019年3月分の保険料納付状況の推移を月次で確認した。主な知見は、次の2点である。

第1に、この期間の長期的な傾向としては、いずれのコホートにおいても未納の割合が大きく減少し、代わって全額免除の割合と納付の割合が上昇している。また、1981～90年度生まれのコホートと1991～2000年度生まれのコホートでは、納付猶予制度の対象が「30歳未満」から「50歳未満」に拡大した2016年7月より前の一

⁴ 本研究の集計対象期間(2009年4月～2019年3月)に限定しても、2011年4年と2017年の二度、保険料免除の基準変更が行われている。しかし、いずれも税制改正における所得控除の変更に伴って、実質的な免除基準を維持するために行われたものである。

時期を除いて、概ね 10%前後で推移をしている。

第2に、未納の割合の対前年同月差の推移は、全額免除の割合の対前年同月差の推移と強く連動しており、全額免除の適用状況が未納の動向に大きく影響している。また、2014 年後半以降は納付の割合が前年の同じ月に比べて大幅に増加しており、この時期の未納の割合の低下は、全額免除よりも納付の割合の上昇の影響が大きい。加えて、2016 年 7 月における納付猶予制度の対象拡大も、この時期の未納の割合の減少に大きく寄与している。

以上から、少なくとも短期的には、未納の割合の変動が免除・猶予の適用状況に大きく左右されていることが分かる。免除・猶予の適用は本人の申請に基づくので、免除・猶予の適用状況は制度の認知度にも左右されるが、一方で実質的な所得基準は変わっていないことから、第 1 号被保険者の所得水準の変化という外的な要因によっても影響を受ける。また、納付猶予制度の対象拡大の影響がそうであったように、制度の在り方そのものにも大きく左右される。国民年金保険料の未納の解消は公的年金制度における主要な政策目標となっているが、その評価に当たっては、外的要因や制度変更が保険料未納の動向に大きな影響を与えていることに留意することが不可欠である。

参考文献

大津唯(2023)「国民年金保険料の納付状況に関する『匿名年金情報』の集計」(本報告書所収)。

表 1 本研究における保険料納付状況の分類

	項目名	内容
1	納付	納付*、または産前産後免除
2	未納	未納*
3	全額免除	全額免除(法定免除・申請全額免除)**
4	一部免除納付	一部免除に係る納付**
5	一部免除未納	一部免除に係る未納
6	学生納付特例	学生納付特例**
7	納付猶予	納付猶予
8	その他	後納、特例追納、または新後納納付

(注)* 付加年金に加入している場合は、本体部分の保険料についてのみの状況である。

** 免除または猶予された保険料の追納をした場合も含む。

表 2 出生コホート別の観測値数

出生年度 納付月		1961～70 年度	1971～80 年度	1981～90 年度	1991～20 年度	全体
		2009 年	4 月	25,082	22,899	14,445
	5 月	25,143	22,961	14,623	0	62,727
	6 月	25,190	22,980	14,773	0	62,943
	7 月	25,254	23,062	14,960	0	63,276
	8 月	25,292	23,099	15,115	0	63,506
	9 月	25,343	23,154	15,283	0	63,780
	10 月	25,368	23,209	15,480	0	64,057
	11 月	25,400	23,255	15,663	0	64,318
	12 月	25,470	23,313	15,855	0	64,638
2010 年	1 月	25,552	23,365	16,030	0	64,947
	2 月	25,588	23,420	16,182	0	65,190
	3 月	25,662	23,487	16,341	0	65,490
	4 月	25,721	23,573	16,240	0	65,534
	5 月	25,746	23,605	16,389	0	65,740
	6 月	25,776	23,627	16,484	0	65,887
	7 月	25,843	23,641	16,645	0	66,129
	8 月	25,898	23,669	16,851	0	66,418
	9 月	25,933	23,701	16,984	0	66,618
	10 月	25,980	23,733	17,166	0	66,879
	11 月	26,017	23,728	17,272	0	67,017
	12 月	26,079	23,769	17,413	0	67,261
2011 年	1 月	26,092	23,801	17,602	0	67,495

納付月		出生年度				全体
		1961～70 年度	1971～80 年度	1981～90 年度	1991～20 年度	
	2 月	26,119	23,838	17,785	0	67,742
	3 月	26,195	23,943	17,968	5	68,111
	4 月	26,251	24,026	17,738	175	68,190
	5 月	26,275	24,044	17,718	331	68,368
	6 月	26,314	24,081	17,693	487	68,575
	7 月	26,390	24,135	17,683	641	68,849
	8 月	26,451	24,161	17,698	798	69,108
	9 月	26,468	24,238	17,711	967	69,384
	10 月	26,493	24,269	17,676	1,149	69,587
	11 月	26,507	24,273	17,654	1,321	69,755
	12 月	26,573	24,343	17,693	1,518	70,127
	2012 年	1 月	26,637	24,374	17,710	1,684
2 月		26,685	24,382	17,726	1,862	70,655
3 月		26,773	24,433	17,779	2,017	71,002
4 月		26,895	24,533	17,633	2,070	71,131
5 月		26,920	24,562	17,615	2,243	71,340
6 月		26,950	24,594	17,591	2,409	71,544
7 月		27,029	24,682	17,632	2,559	71,902
8 月		27,079	24,721	17,668	2,742	72,210
9 月		27,148	24,764	17,695	2,928	72,535
10 月		27,202	24,808	17,711	3,091	72,812
11 月		27,199	24,826	17,693	3,251	72,969
12 月		27,290	24,903	17,717	3,434	73,344
2013 年	1 月	27,369	24,952	17,746	3,610	73,677
	2 月	27,394	24,980	17,754	3,761	73,889
	3 月	27,497	25,069	17,828	3,908	74,302
	4 月	27,572	25,160	17,639	3,949	74,320
	5 月	27,601	25,186	17,599	4,084	74,470
	6 月	27,637	25,225	17,592	4,268	74,722
	7 月	27,762	25,349	17,681	4,461	75,253
	8 月	27,800	25,356	17,695	4,648	75,499
	9 月	27,866	25,407	17,690	4,787	75,750
	10 月	27,868	25,456	17,674	4,954	75,952
	11 月	27,886	25,483	17,649	5,093	76,111
	12 月	27,965	25,511	17,686	5,261	76,423

納付月		出生年度				全体
		1961～70 年度	1971～80 年度	1981～90 年度	1991～20 年度	
2014 年	1 月	28,008	25,548	17,674	5,427	76,657
	2 月	28,049	25,573	17,668	5,590	76,880
	3 月	28,128	25,648	17,756	5,738	77,270
	4 月	28,265	25,733	17,692	5,614	77,304
	5 月	28,338	25,735	17,687	5,803	77,563
	6 月	28,359	25,746	17,698	5,960	77,763
	7 月	28,360	25,759	17,747	6,114	77,980
	8 月	28,403	25,811	17,755	6,329	78,298
	9 月	28,425	25,812	17,789	6,484	78,510
	10 月	28,479	25,847	17,796	6,674	78,796
	11 月	28,511	25,888	17,800	6,823	79,022
	12 月	28,559	25,924	17,822	6,997	79,302
2015 年	1 月	28,613	25,966	17,831	7,195	79,605
	2 月	28,664	26,003	17,798	7,335	79,800
	3 月	28,730	26,094	17,848	7,473	80,145
	4 月	28,847	26,179	17,861	7,320	80,207
	5 月	28,886	26,203	17,887	7,483	80,459
	6 月	28,888	26,206	17,868	7,659	80,621
	7 月	28,926	26,247	17,896	7,846	80,915
	8 月	28,985	26,280	17,923	8,077	81,265
	9 月	29,037	26,289	17,931	8,281	81,538
	10 月	29,115	26,394	17,982	8,492	81,983
	11 月	29,138	26,395	17,979	8,624	82,136
	12 月	29,202	26,456	18,044	8,850	82,552
2016 年	1 月	29,276	26,515	18,096	9,082	82,969
	2 月	29,350	26,555	18,117	9,251	83,273
	3 月	29,413	26,659	18,175	9,427	83,674
	4 月	29,508	26,727	18,229	9,324	83,788
	5 月	29,537	26,781	18,285	9,541	84,144
	6 月	29,556	26,832	18,315	9,764	84,467
	7 月	29,632	26,917	18,330	10,066	84,945
	8 月	29,707	26,941	18,384	10,295	85,327
	9 月	29,769	27,002	18,444	10,581	85,796
	10 月	29,745	26,949	18,454	10,816	85,964
	11 月	29,810	26,973	18,455	11,081	86,319

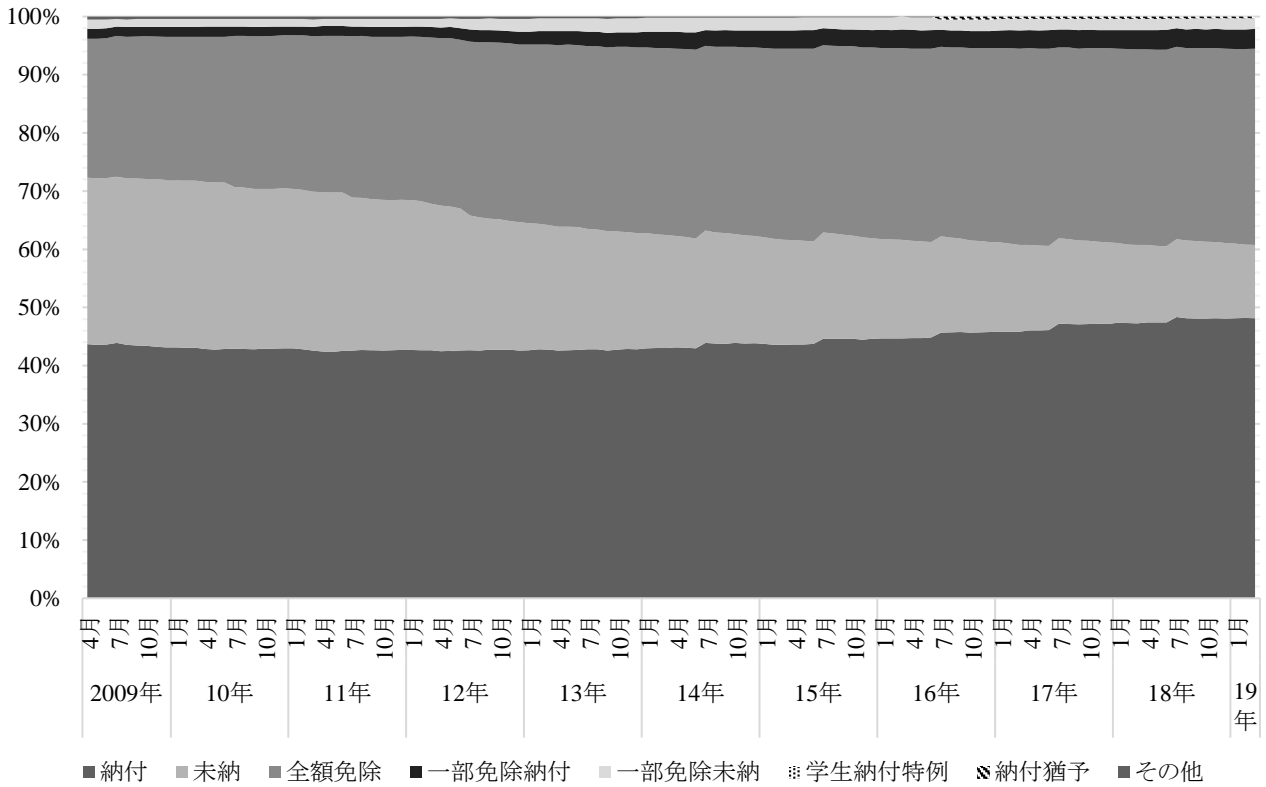
納付月		出生年度				全体
		1961～70 年度	1971～80 年度	1981～90 年度	1991～20 年度	
2017 年	12 月	29,858	27,040	18,539	11,366	86,803
	1 月	29,929	27,087	18,585	11,622	87,223
	2 月	29,983	27,133	18,602	11,874	87,592
	3 月	30,073	27,205	18,666	12,136	88,080
	4 月	30,200	27,309	18,706	12,041	88,256
	5 月	30,234	27,358	18,733	12,352	88,677
	6 月	30,262	27,388	18,764	12,637	89,051
	7 月	30,336	27,430	18,821	13,024	89,611
	8 月	30,423	27,493	18,880	13,354	90,150
	9 月	30,499	27,529	18,950	13,719	90,697
	10 月	30,582	27,579	19,015	14,049	91,225
	11 月	30,616	27,608	19,046	14,374	91,644
2018 年	12 月	30,734	27,685	19,110	14,750	92,279
	1 月	30,837	27,767	19,170	15,070	92,844
	2 月	30,934	27,849	19,199	15,415	93,397
	3 月	31,032	27,947	19,317	15,778	94,074
	4 月	31,238	28,083	19,478	16,139	94,938
	5 月	31,282	28,139	19,551	16,810	95,782
	6 月	31,341	28,192	19,627	17,493	96,653
	7 月	31,489	28,264	19,689	18,217	97,659
	8 月	31,572	28,346	19,761	18,924	98,603
	9 月	31,661	28,429	19,828	19,694	99,612
	10 月	31,774	28,526	19,939	20,466	100,705
	11 月	31,836	28,573	20,023	21,099	101,531
2019 年	12 月	31,968	28,671	20,125	21,787	102,551
	1 月	32,117	28,757	20,243	22,499	103,616
	2 月	32,211	28,809	20,338	23,153	104,511
	3 月	32,356	28,952	20,478	23,847	105,633

(注)2020 年度末時点に第 1 号被保険者であるサンプルのなかで、各月において第 1 号被保険者であった人数を示している。

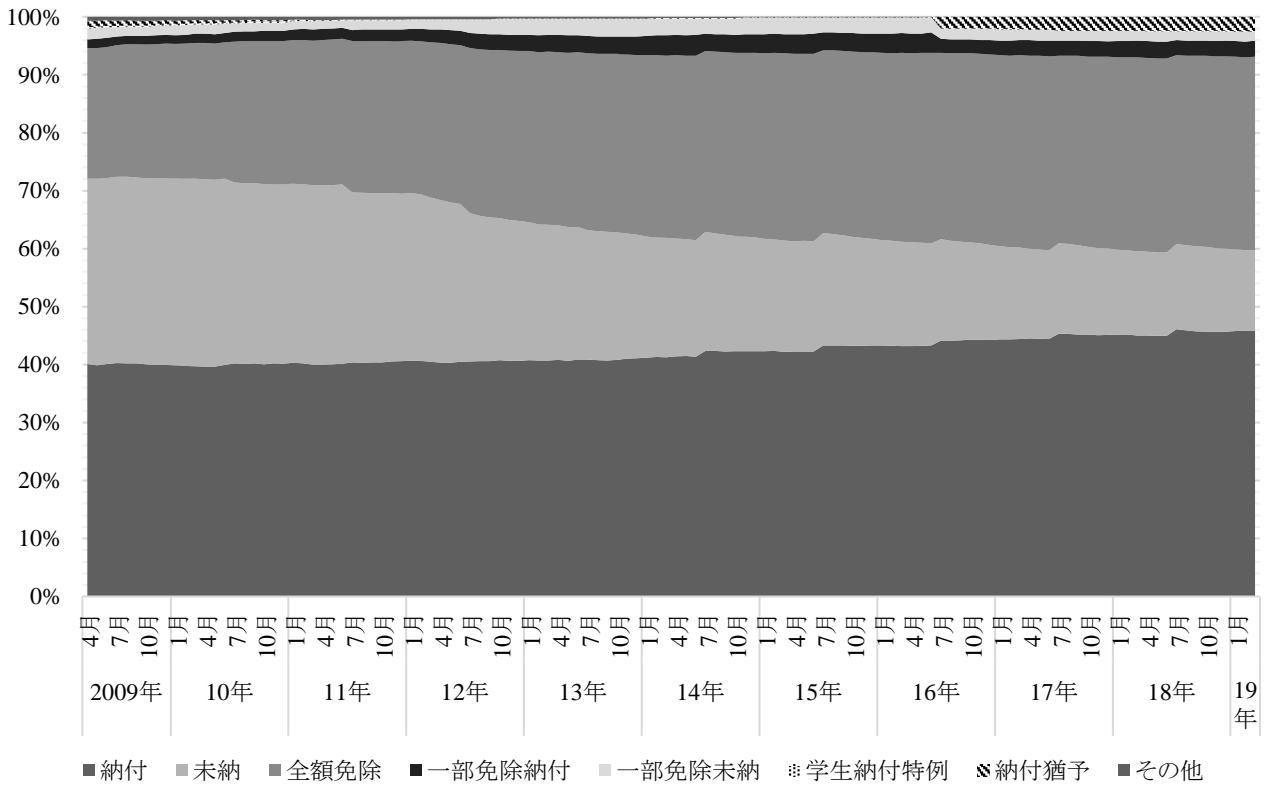
(出所)「匿名年金情報」より筆者集計。

図1 国民年金保険料の納付状況別割合の月次推移(不完全パネル)

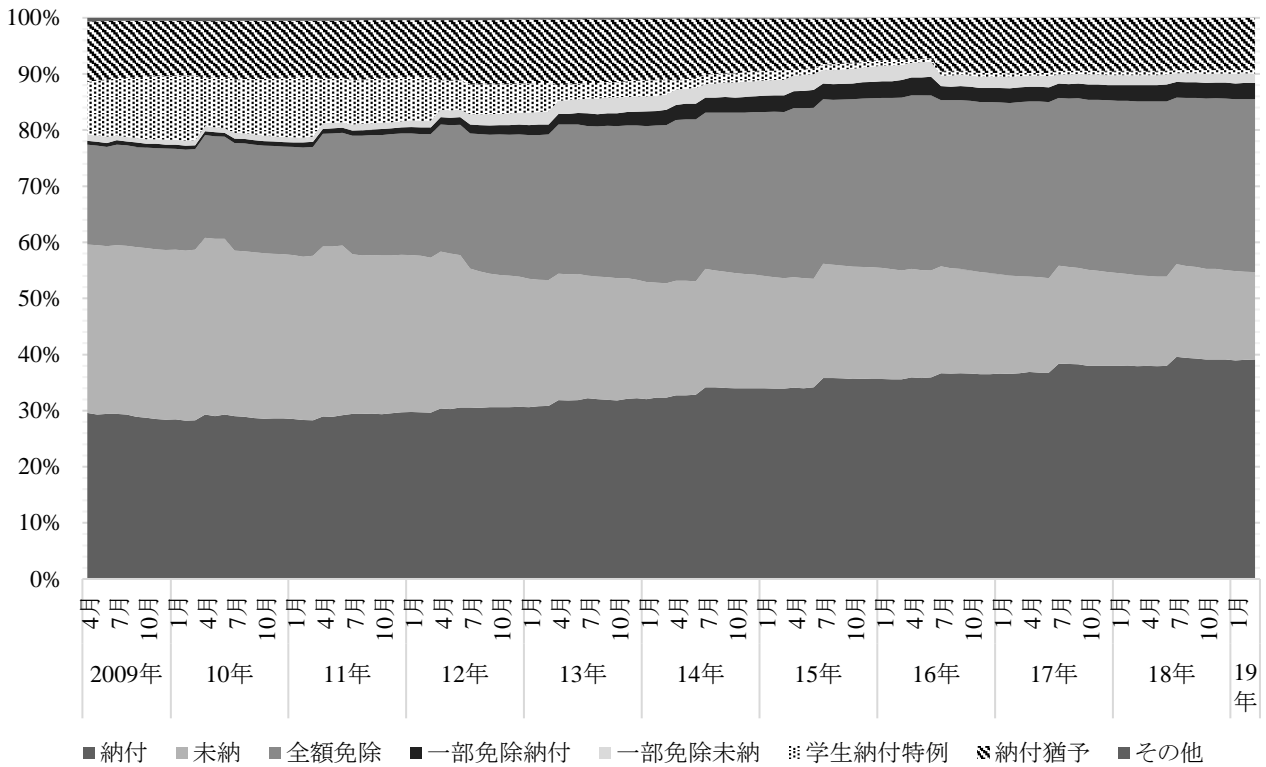
(1) 1961~70年度生まれ



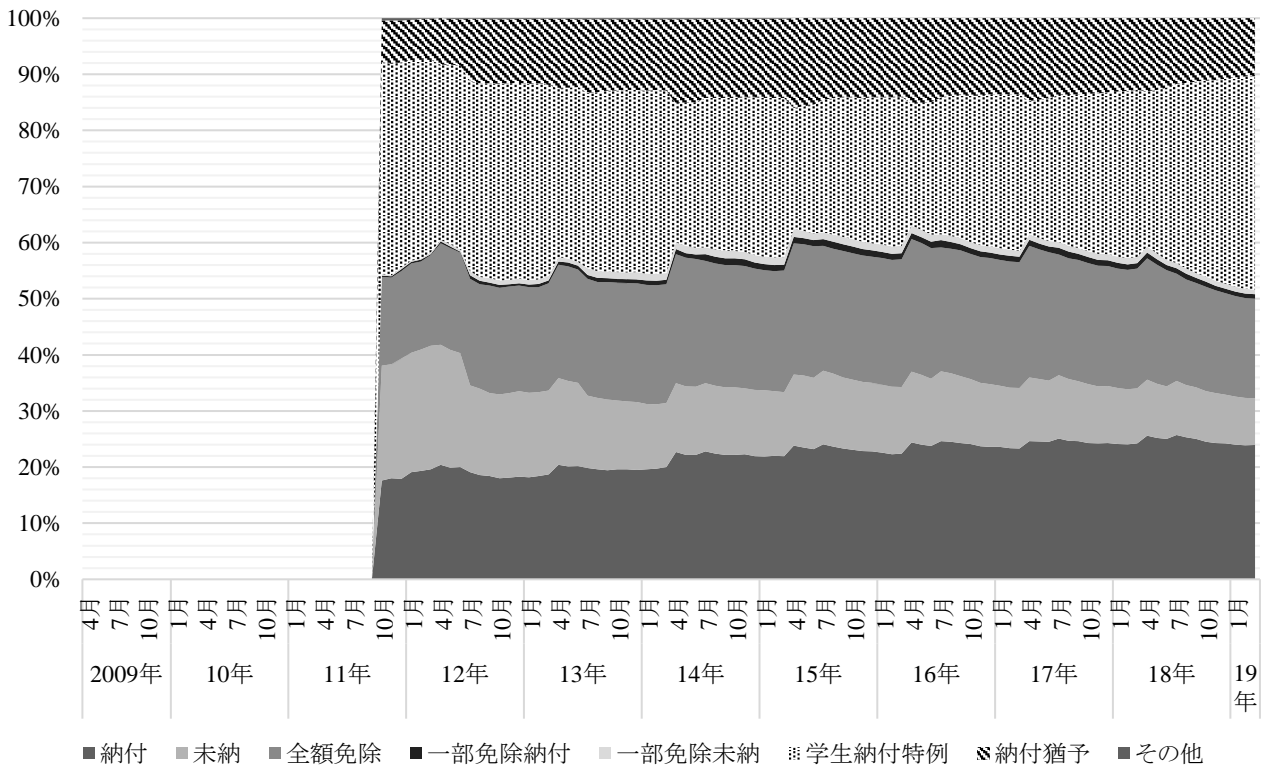
(2) 1971~80年度生まれ



(3) 1981～90 年度生まれ



(4) 1991～2000 年度生まれ

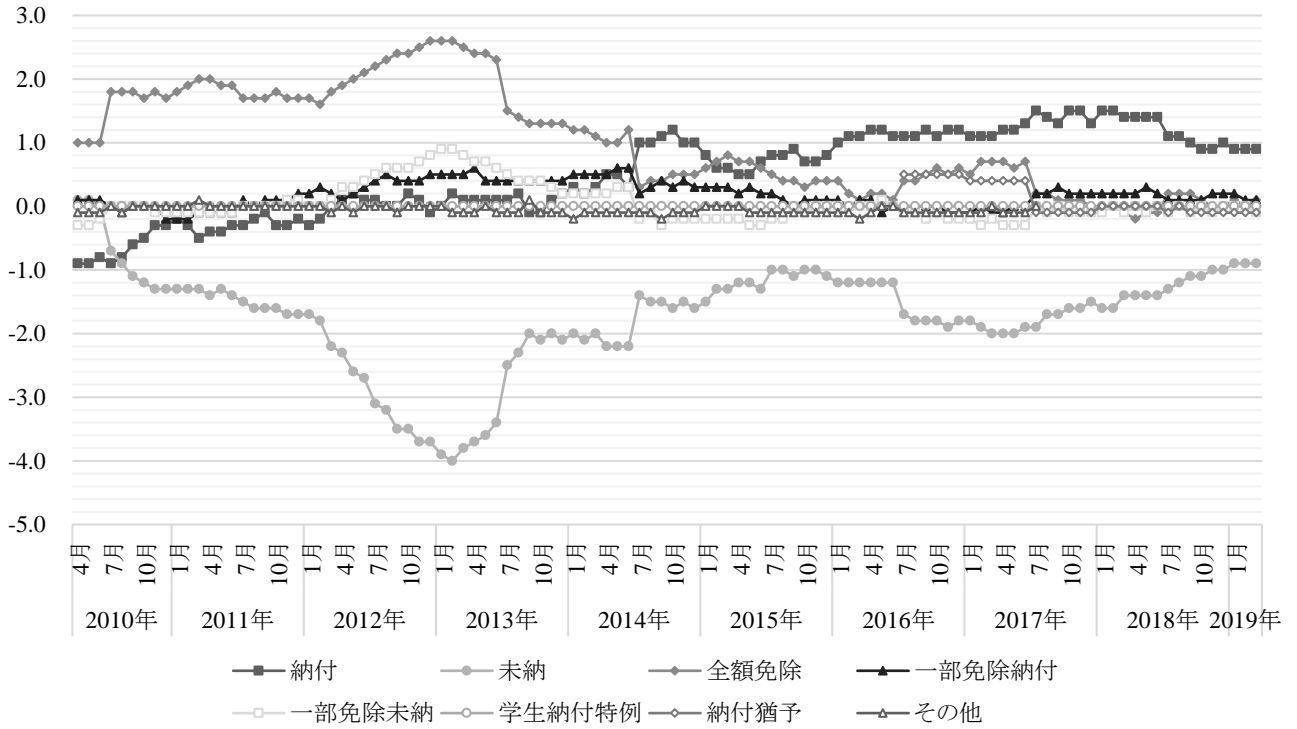


(注)2020 年度末に国民年金第 1 号被保険者であった人に関する集計。第 1 号被保険者であった期間のみを集計対象としている。なお、1991～2000 年度生まれには 2001 年 4 月 1 日生まれの人も含む。

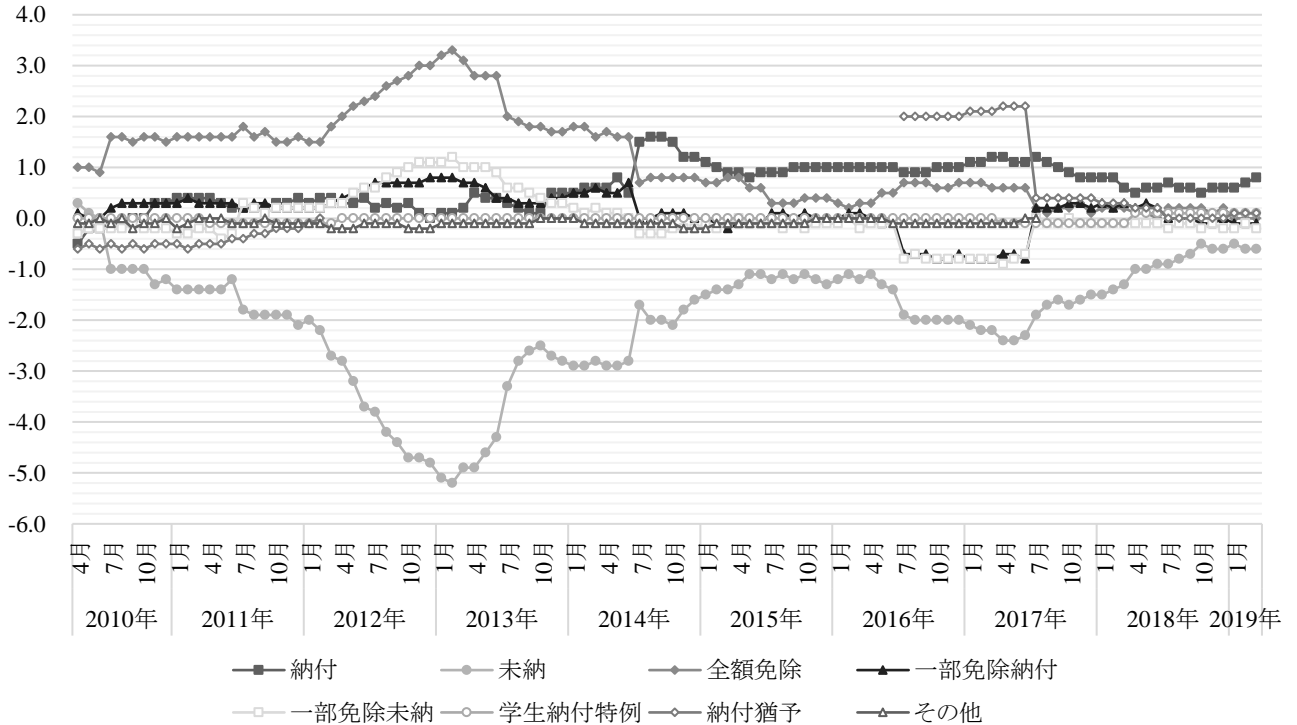
(出所)「匿名年金情報」より筆者集計。

図2 国民年金保険料の納付状況別割合の対前年同月差の推移(不完全パネル)

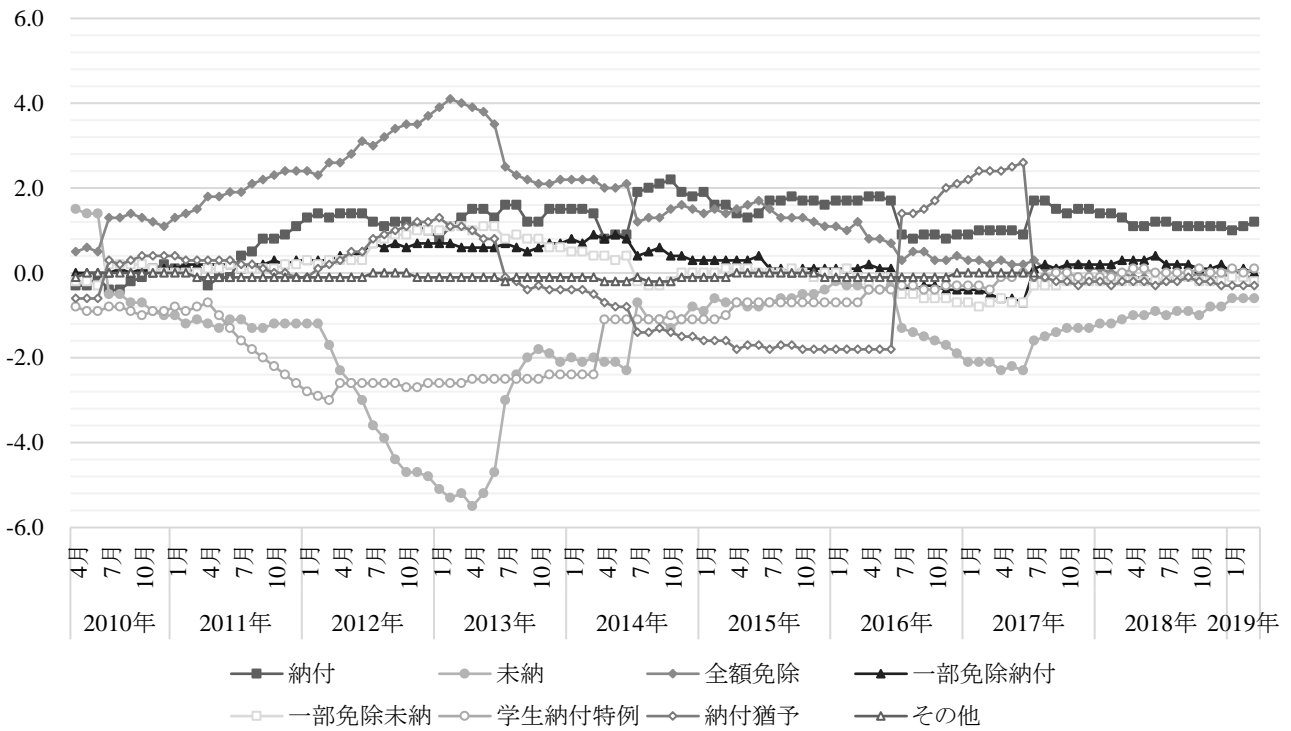
(1) 1961~70年度生まれ



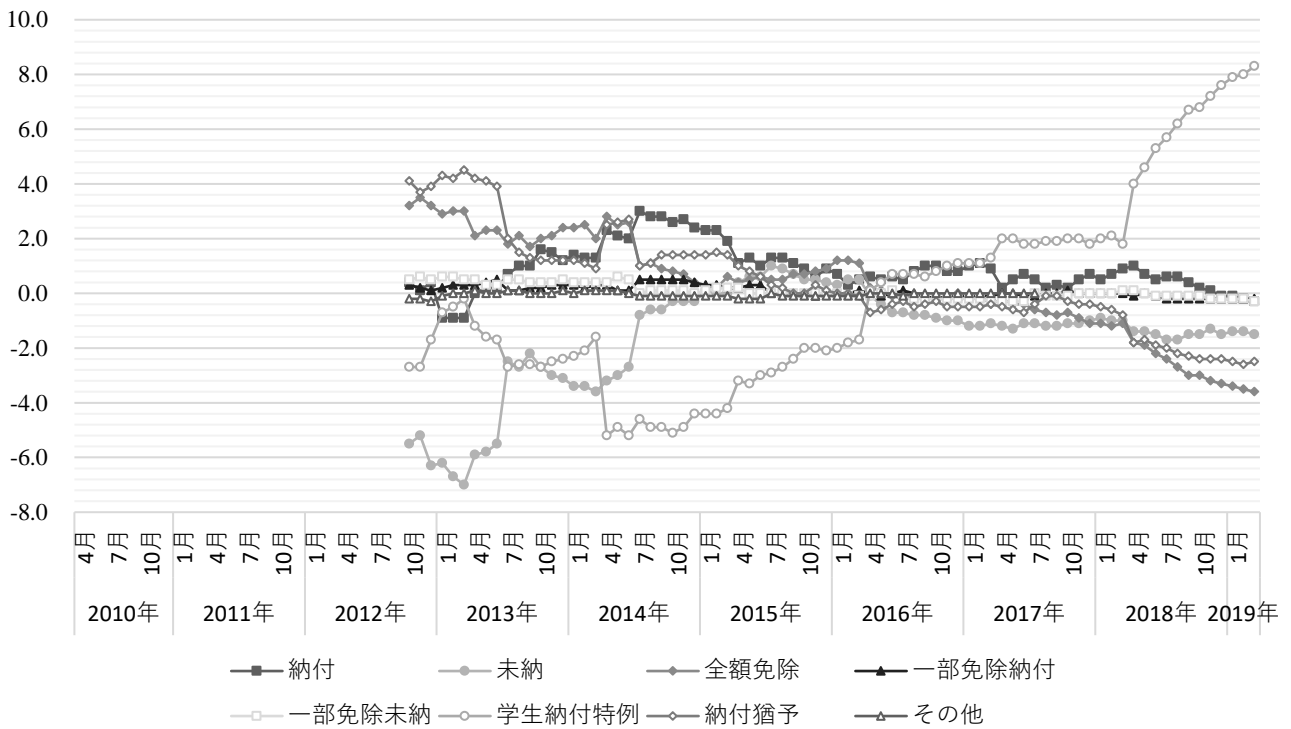
(2) 1971~80年度生まれ



(3) 1981～90 年度生まれ



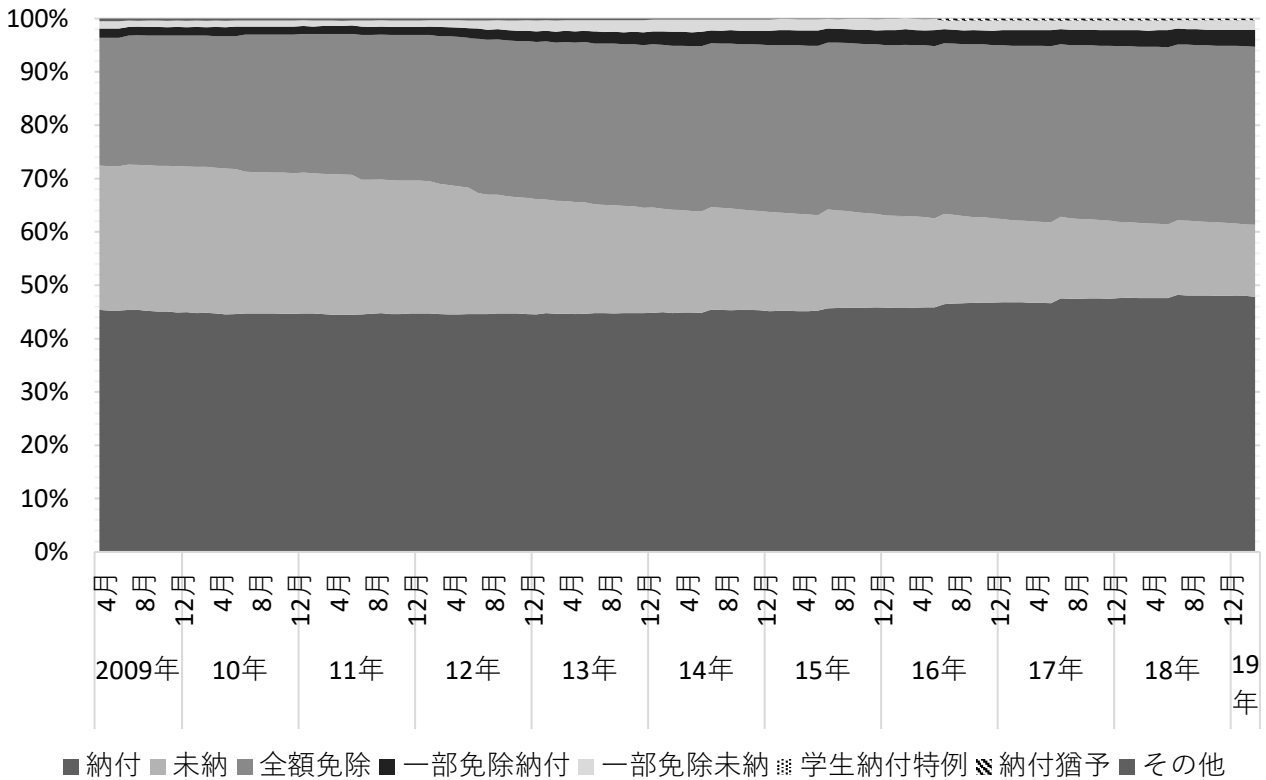
(4) 1991～2000 年度生まれ



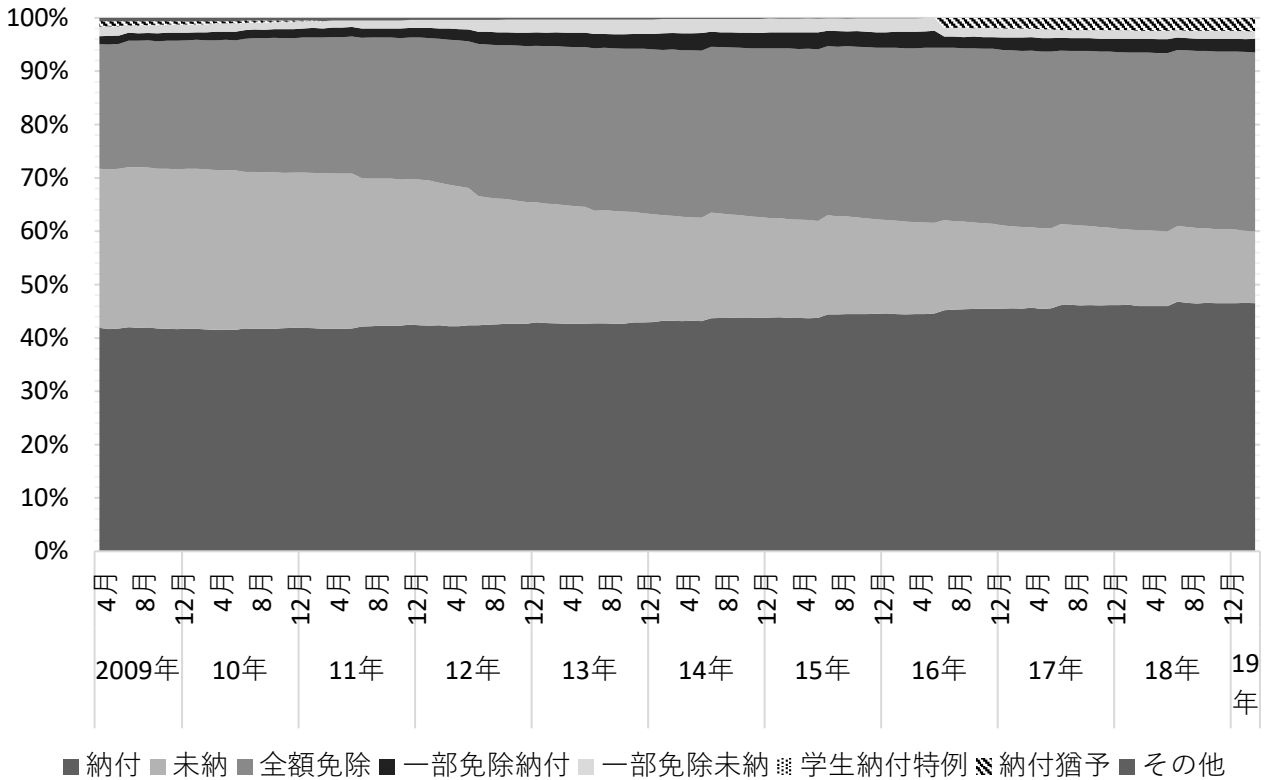
(注・出所) 図 1 に同じ。

図3 国民年金保険料の納付状況別割合の月次推移(完全パネル)

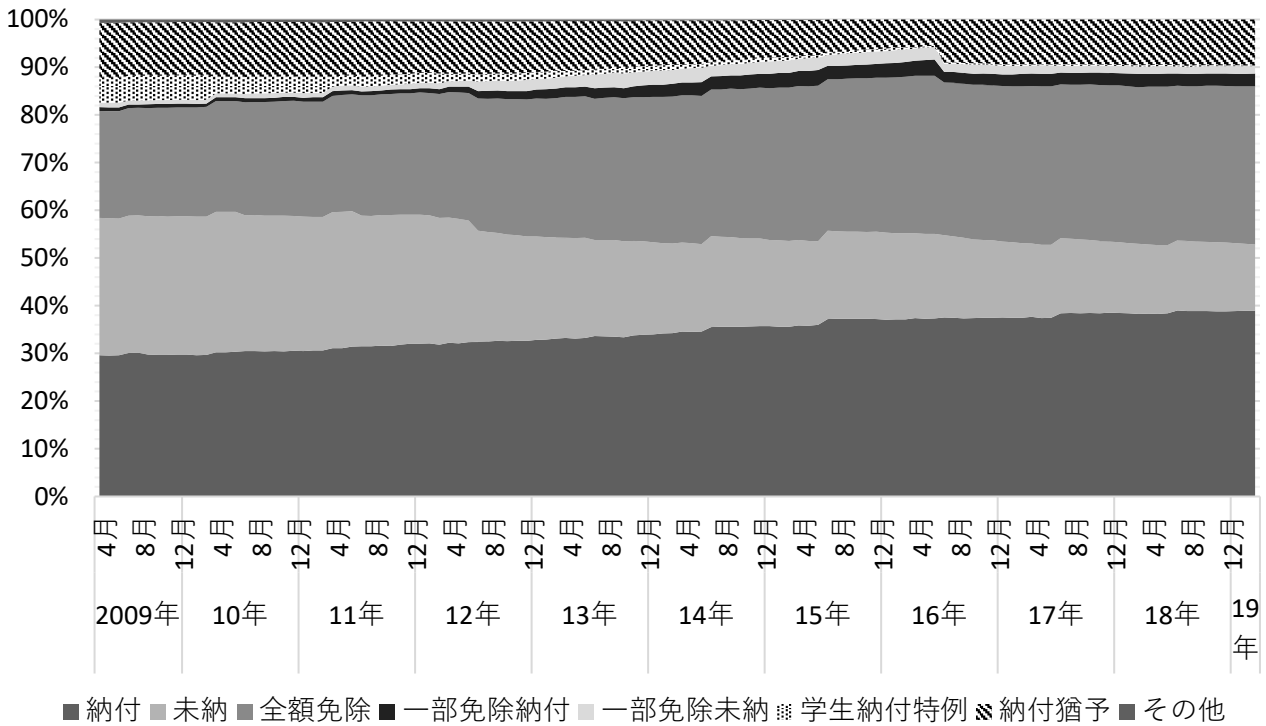
(1) 1961~70年度生まれ(N = 20,998)



(2) 1971~80年度生まれ(N = 17,699)



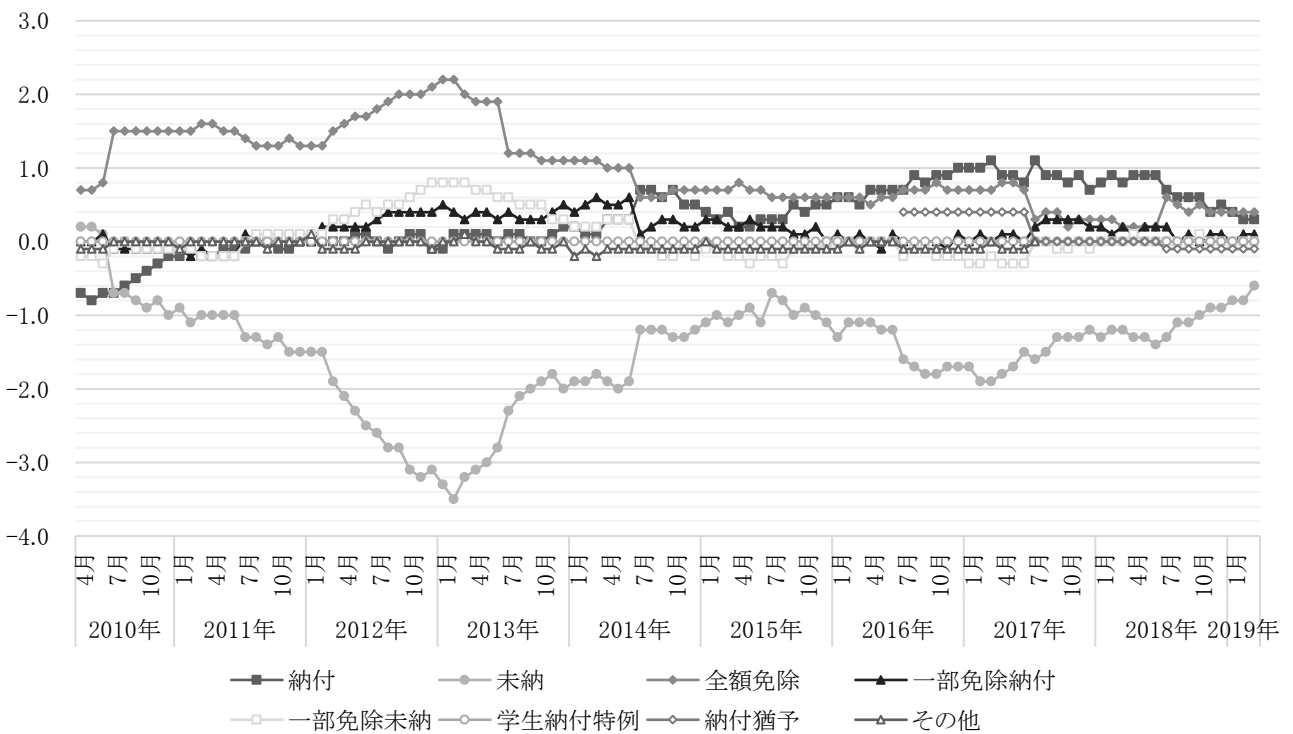
(3) 1981～90 年度生まれ (N = 8,410)



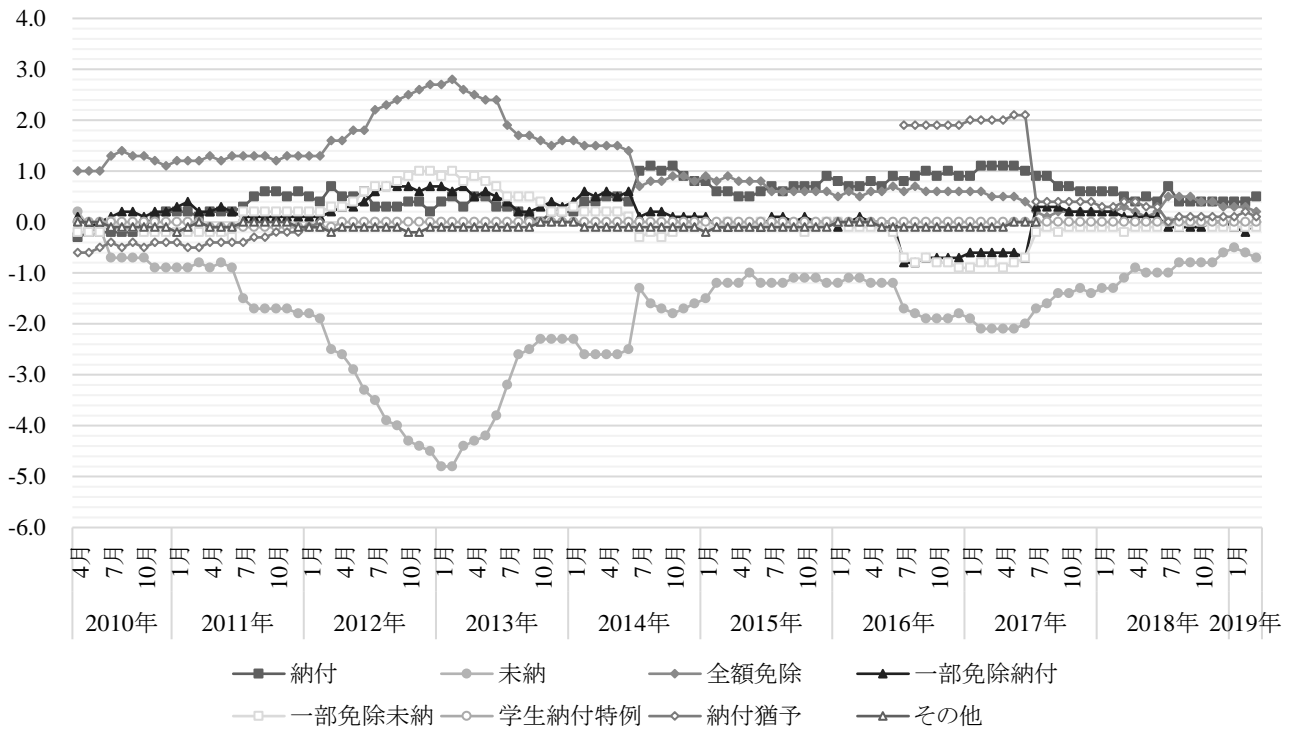
(注) 2020 年度末に国民年金第 1 号被保険者であり、かつ 2009 年 4 月以降を一貫して第 1 号被保険者であった人のみを集計。1991～2000 年度生まれのコホートは、対象者がいないため表示していない。
 (出所) 「匿名年金情報」より筆者集計。

図 4 国民年金保険料の納付状況別割合の対前年同月差の推移 (完全パネル)

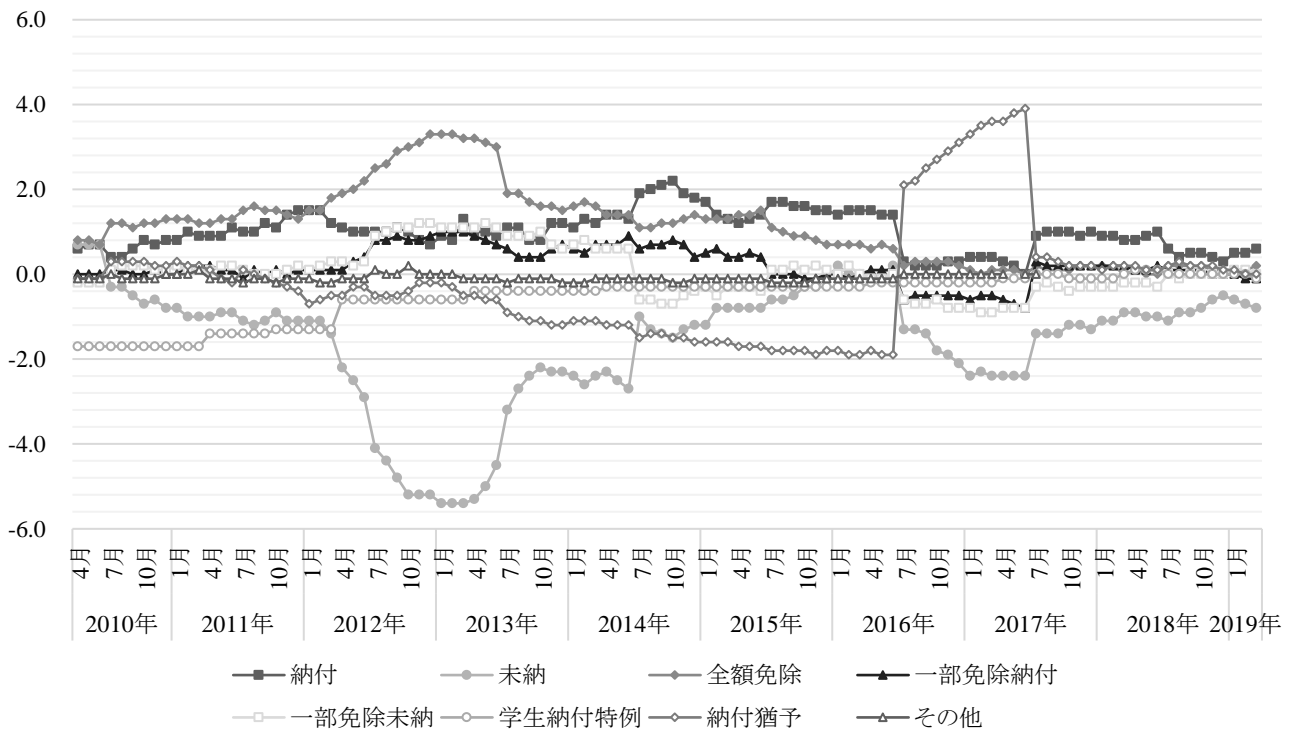
(1) 1961～70 年度生まれ (N = 20,998)



(2) 1971～80 年度生まれ (N = 17,699)



(3) 1981～90 年度生まれ (N = 8,410)



(注・出所) 図 3 に同じ。

